2021年5月25日

各　位

会　社　名　株式会社グルメ杵屋
代表者名　代表取締役社長　椋　本　充　士
（コード番号　9850　東証第一部）
本社所在地　大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号
問合せ先　責任者役職名　執行役員総務部長
氏　名　加　藤　誠　久
電　話　06－6683－1222㈹

（訂正）「指名委員会等設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2021年5月14日付「指名委員会等設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」のとおり、現在の監査役会設置会社から指名委員会等設置会社への移行に係る当社定款の変更に関し、「定款一部変更の件」を2021年6月23日開催予定の当社第55期定時株主総会に付議することを予定しておりますが、変更内容を一部訂正することといたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

１．訂正の内容および理由
　第２６条、第３０条の追加
　現在の監査役会設置会社から指名委員会等設置会社への移行に伴い変更が必要なため

２．定款一部変更の内容
　変更の内容は別紙のとおりです。

以上

（別紙）

新旧対照表

（下線部分は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 １　取締役会 ２　監査役 ３　監査役会 ４　会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 １　取締役会 ２　指名委員会、監査委員会および報酬委員会（以下「指名委員会等」という。） ３　執行役 ４　会計監査人
（招集権者および議長） 第１５条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	（招集権者および議長） 第１５条　株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役または執行役がこれを招集し、議長となる。 ２．当該取締役または執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第４章　取締役及び取締役会 （員　数） 第２０条　（条文省略）	第４章　取締役および取締役会 （取締役の員数） 第２０条　（現行どおり）
（選任方法） 第２１条　（条文省略）	（取締役の選任） 第２１条　（現行どおり）
（任　期） 第２２条　（条文省略）	（取締役の任期） 第２２条　（現行どおり）
（代表取締役および役付取締役） 第２３条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ２．取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（削除）
（取締役会規程） 第２４条　取締役会に関する事項は、法令ま	（削除）

たは本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	
（新設）	（取締役会議長） 第２３条　取締役会の決議によって、取締役の中から取締役会議長１名を選任する。
（招集権者および議長） 第２５条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者） 第２４条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集する。 ２．取締役会議長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。
（招集通知） 第２６条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第２５条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（決議の方法および決議の省略） 第２７条　（条文省略）	（取締役会の決議方法） 第２６条　（現行どおり）
（議事録） 第２８条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印する。	（取締役会議事録） 第２７条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名する。
（社外取締役との間の責任限定契約） 第２９条　（新設）	（取締役の責任免除） 第２８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことにおいて、取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新設）	（取締役会規程） 第２９条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（報酬等） 第３０条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
第５章　監査役および監査役会 （員　数） 第３１条　当会社の監査役は、５名以内とする。 （選任方法） 第３２条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 （任　期） 第３３条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。 （常勤の監査役）	（削除） （削除） （削除） （削除）

第３４条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会規程）	
第３５条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（招集通知）	
第３６条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（決議の方法）	
第３７条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（議事録）	
第３８条　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面をもって作成し、出席した監査役は、これに記名押印する。	（削除）
（社外監査役との間の責任限定契約）	
第３９条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
（報酬等）	
第４０条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（新設）	第５章　指名委員会等
（新設）	（指名委員会等の委員の選定） 第３０条　指名委員会等の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選

	定する。 （指名委員会等に関する規則） 第３１条　指名委員会等に関する事項は、法令、本定款または取締役会が定めるもののほか、各指名委員会等が定める委員会規程等による。
（新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）	第６章　執行役 （執行役の員数） 第３２条　当会社の執行役は、１名以上とする。 （執行役の選任） 第３３条　執行役は、取締役会の決議により選任する。 （執行役の任期） 第３４条　執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。 （代表執行役および役付執行役） 第３５条　取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役１名以上を選定する。 ２　取締役会は、その決議によって、執行役社長１名、執行役副社長、専務執行役、および常務執行役を各若干名定めることができる。 （執行役の責任免除） 第３６条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 （執行役に関する規則） 第３７条　執行役に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める役員規程による。

第６章　計算 （事業年度） 第４１条　　（条文省略） （剰余金の配当） 第４２条　　剰余金の配当は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 第４３条～第４４条　（条文省略）	第７章　計算 （事業年度） 第３８条　　（現行どおり） （剰余金の配当） 第３９条　　剰余金の配当は、会社法第４５９条第１項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行うことができる。 第４０条～第４１条　（現行どおり）
（新設）	附則 （経過措置） 第１条　　第５５期定時株主総会終結前の監査役の責任については、当該株主総会における変更前の定款第３９条の規定はなお効力を有する。